

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



## A Closer Look

### 気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の需要

#### 内容

##### パリ協定の背景

「パリ協定準拠」の仮定とはどういう意味か？

「In Brief: IFRS 基準と気候関連開示」および教育マテリアルで強調されている要求事項はどのようなものか、実務においてこれらをどのように適用することになるか？

詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)  
[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

2020年11月16日、気候変動に関する機関投資家グループ(IIGCC - 33兆ユーロ以上の資産を代表するヨーロッパの投資家グループ)は、[レポート](#)「取締役および監査人によるパリ協定準拠の会計の提供に対する投資家の期待-資産、負債、利益および損失に対して2050年までにネットゼロの排出量に達する影響を適切に反映する会計書類」を公表した。当レポートは、「その後のみ、経営者、投資家および債権者がパリ協定と整合的な方法で資本を展開するために必要な情報を有する」と述べ、取締役、監査委員会、監査人によるこの目的を達成するための行動、およびIFRS財団の公表物「[In Brief: IFRS 基準と気候関連開示](#)」で強調されている要求事項の適用を求めている。具体的には、IIGCCは、年次報告書と会計書類に以下を含めることを求めている。

- パリ協定の目標が、会計書類を作成する上で考慮されたことの確認(affirmation)
- 重要な仮定および見積りがどのように「パリ協定に準拠している(Paris-aligned)」か、またはなぜそうではないのかについての説明
- これらの判断または見積りの変動に関連する感応度分析の結果
- パリ協定準拠の配当支払能力への影響
- 気候リスクに関する説明的な報告と会計上の仮定との間の整合性の確認、または不整合の説明

本文書は、他の投資家グループからの同様のイニシアチブ(例えば、103兆ドルを超える運用資産を代表する世界中の投資家グループからの[オープンレター](#))に続くものであり、気候変動の影響を反映することに関する作成者と監査人の両方に対する期待は、(期待される追加の考慮事項および開示の観点から)過去の年度と比較して増加し、より具体的になることを明確にしている。

IIGCCレポートに続いて、IFRS財団は、IFRS基準を適用して作成された財務諸表に対する気候関連事項の影響に関するさらなる議論を含む追加の[教育マテリアル](#)(「教育マテリアル」)を公表した。

#### パリ協定の背景

[パリ協定](#)(パリ気候協定とも呼ばれる)は、196カ国を代表する国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の締約国によって2015年12月12日に成立した。

パリ協定の中心的な目的は、今世紀の世界の気温上昇を工業化以前の水準から 2°C 以下に抑え、気温上昇をさらに 1.5°C に抑える取組みを追求することで、気候変動の脅威に対する世界的な対応を強化することである。この目的を達成するために、本協定は、以下を含む行動の重要な分野を識別している。

- **世界全体のピークと「気候中立性」**— 各国は、できる限り速やかに温室効果ガスの排出量 (GHG) のピークへの到達を目指す。
- **緩和**— 各国が貢献を設定し、通報し、それを達成するための国内措置を追求するための拘束力のあるコミットメント。
- **吸収源および貯蔵庫**— 各国は、森林を含む GHG の吸収源と貯蔵庫を保全し、強化することが奨励されている。
- **任意の協力/市場ベースおよび非市場ベースのアプローチ**— より高い目標を追求するために署名国間の任意の協力を奨励し、その目的のための原則を設定する。
- **適応**— 適応に関する能力を向上し、気候変動に対する強靭性を強化し、脆弱性を低減するという世界全体の目標を定める。締約国は、自国の適応に関する計画を実施し、その優先順位、ニーズ、計画、行動を説明し、定期的に通報しなければならない。
- **損失および損害**— 締約国は、気候変動の悪影響から生じる損失および損害に関する理解、行動、支援を強化することにコミットする。
- **資金、技術、能力開発支援**— 先進国が、クリーンで気候に対して強靭な未来に向けて進む努力を支援する義務を再確認する。
- **透明性、実施、遵守**— 各締約国が提出した情報は、国際的な技術専門家のレビューを受ける。
- **世界全体の実施状況**— パリ協定の目標達成に向けた進捗状況を評価するため、2023 年とその後 5 年ごとに「世界全体の実施状況」を検討する。

現在までに、[189 カ国](#)がパリ協定を批准し、その実施にコミットしている。

#### 「パリ協定準拠」の仮定とはどういう意味か？

以下で詳しく説明するように、IFRS 基準には、財務諸表で認識または開示される項目に影響を与える予想を策定することにより、企業が「将来を予測する」ことを要求するいくつかの側面がある。これらの仮定は、外部要因（マクロ経済状況、政府の行動等）、企業自体の計画的な行動または両者の組み合わせによって動く可能性がある。

いずれの場合も、財務諸表の作成に適用される仮定は、必要に応じて証拠により裏付けられる企業の最善の見積りを反映しなければならない。しかし、以下の点に留意が必要である。

- パリ協定を批准し、それに基づいてコミットした法域では、政府の行動の影響に対する企業の期待は、当該コミットメントを反映すべきである。
- 信頼可能で、公的に入手可能なマクロ経済予測は、気候変動の影響の予測をますます組み込んでいる。企業の予測にこれが組み込まれていない場合、それらはチャレンジされる可能性が高い。
- 企業自身の行動の予測は、報告日における企業の意図を反映しなければならない。ただし、将来行われる決定の反映に関する IFRS 基準の特定の制限に従う必要がある。（例えば、企業がその行動にコミットする前に、使用価値にリストラクチャリングを織り込むことに対する IAS 第 36 号の制限）。しかし、これらの意図がパリ協定と整合的でない場合、またはパリ協定（またはそれに起因する政府の行動）に応じて大きく変更されている場合、（IAS 第 1 号に基づく重要な判断または見積りとして、または特定の基準のより具体的な要求事項による）開示が要求される可能性が高い。パリ協定と整合的でない行動が政府の行動または消費者の態度の側面で結果をもたらすと予想される場合は、それも適切に反映しなければならない。

多くの場合（特に長期的なマクロ経済予測）では、複数の可能性のあるシナリオおよび／または可能性のある結果が考えられる。これにより、使用する仮定の明確な開示および他の可能性のある結果に対する感応度の必要性が高まる。

「In Brief: IFRS 基準と気候関連の開示」および教育マテリアルで強調されている要求事項は何か、実務においてこれらがどのように適用されるのか？

「In Brief: IFRS 基準と気候関連の開示」は、ニック・アンダーソン IASB 理事（投資家としての経歴がある）が執筆し、その前のオーストラリア会計基準審議会（AASB）および監査保証審議会（AUASB）による公表物に基づいている。教育マテリアルは、このトピックに関するさらなる情報に対する利害関係者の要望に対応して開発された。どちらの出版物も、財務報告の次の特定の分野について議論している。

論点	関連する IFRS 基準	「In Brief: IFRS 基準と気候関連の開示」と教育マテリアルで強調されている気候リスクの可能性のある影響	追加コメント
のれんを含む資産の減損、およびコストの増加または需要の減少による減損の計算への影響	IAS 第 36 号	<p>気候関連のリスクへのエクスポージャーは、減損の兆候となる可能性があり、資産または資産グループの回収可能価額の算定に使用される見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。これらのエクスポージャーが減損の計算に反映されない場合、有形固定資産、鉱物資源に関連して認識される資産、無形資産およびのれんが、過大計上される可能性がある。</p> <p>キャッシュ・フロー予測が基礎としている主要な仮定の開示、および（特にのれんまたは耐用年数が確定できない無形資産について）これらの主要な仮定が割り当てられた価値を算定するための経営者のアプローチも要求される。また、気候関連リスクの潜在的に重大な影響が、財務諸表の利用者にとって目的適合性がある回収可能価額の計算にどのように考慮されているかに関する情報が要求される。</p>	<p>気候関連のリスクは、以下を含むさまざまな方法で、使用価値の計算に影響を与える可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な証拠により裏付けられた経営者の最善の見積りを表す場合、消費者行動および政府の行動の予想される変化を将来キャッシュ・フローの見積りに織り込む。</li> <li>長期の予想成長率に変更を加えることにより、財務予算および予測の期間を超えて生じることがと予想される変化を織り込む。このような変化は、例えば、炭素集約型の生産施設が段階的に廃止される、または政府の賦課金の導入によるコストが増加する等、さまざまな方法で発生する可能性がある。</li> <li>計画されているリストラクチャリングまたは資産の交換を予測キャッシュ・フローに織り込むべきかどうかを検討する。</li> </ul> <p>気候関連のリスクが予測キャッシュ・フローまたは割引率に及ぼす影響は、IAS 第 36 号で開示が要求される主要な仮定であり、その場合、主要な仮定のみならず、企業の将来のキャッシュ・フローの予測への影響の説明も提供しなければならない。</p>
資産の認識および耐用年数の変更	IAS 第 16 号、IAS 第 38 号	<p>気候関連のリスクは、（耐用年数の変更を通じて）資産の減価償却または償却、または当該資産の認識（費用が発生時に資産の定義を満たすかどうか）に影響を与える可能性がある。</p> <p>気候問題に対処するための企業のビジネスの適応はまた、追加の研究開発活動をもたらす、資産化についての要件の開示および検討が必要となる可能性がある。</p>	<p>減損テストのこれらの側面および他の側面の詳細については、デロイト会計リサーチ・ツール（DART）の IGAAP のサブスクライバーが、入手可能である。</p> <p>資産の見積耐用年数は、物理的要因（例えば、農業活動の実行可能性に影響を与える降雨量の変化）や、経済的または法律上の要因（例えば、化石燃料発電装置が、稼働可能であるにも関わらず使用から除外される）の影響を受ける可能性がある。いずれの場合も、見積耐用年数の変更は、減価償却率または償却率の将来に向かっての変更として会計処理され、開示および説明しなければならない。</p> <p>これらのリスクが重大な場合、プロジェクトの実行可能性に対する懸念は、資産に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い場合にのみ、原価が資産化されるという（IAS 第 16 号と IAS 第 38 号の両方に共通の）要件が満たされないことを意味する可能性がある。</p>

資産の公正な評価の変動	IFRS 第 13 号	<p>公正価値測定で使用される主要な仮定を開示する IFRS 第 13 号の要求事項は、次の場合に関連性がある可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公正価値測定に、多くの可能性のあるシナリオが織り込まれている。</li> <li>資産の公正価値が、法律および規制の影響および潜在的な変更を含む、気候関連のリスクの影響を受ける。</li> </ul> <p>特に気候リスクの影響を受けるセクターでは、財務諸表への影響を定量化できない場合でも、これらのリスクに関する仮定の開示を検討しなければならない。</p>	<p>IFRS 第 13 号の原則を適用する資産の公正な評価は、気候変動またはパリ協定に基づく行動の影響を受ける可能性のある幅広い資産に要求され、これらの要因は、多くの方法で評価モデルへのインプットに影響を与える可能性がある(キャッシュ・フローまたは割引キャッシュ・フロー計算で使用される割引率、市場アプローチなどを適用する際の価格への修正等)。</p> <p>そのような場合、またはそのような可能性がある場合、証拠により裏付けられる堅牢な仮定の使用は、これらの仮定に関する明確な開示の提供(特に観察可能でない場合または「レベル 3」)、および他の可能性のある結果に対する評価の感応度(他の離散的な可能性または企業の見積もりの範囲に含まれるかどうか)と同様に、重要である。</p> <p>企業の予測が可能性のある結果の範囲内にある場合、企業の予測がその範囲の中間点にあるか、または一方の端または他方に向かっているかどうかに関する情報を利用者に提供する開示が特に有用である。</p> <p>IAS 第 36 号の減損テストにおいて、使用価値ではなく公正価値が使用される場合、将来のリストラクチャリングの影響を含めることの禁止(IAS 第 36 号 44 項)は適用されない。リストラクチャリングの影響は、第三者の購入者が資産(または資金生成単位)に対して支払う意思のある価格に考慮する場合にのみ、公正価値計算に関連性がある。企業自身の意図は、直接関係はない。</p> <p>IFRS 第 13 号の要求事項の幅広い範囲は、気候変動のより明白な物理的および経済的リスクによって直接的に影響を受けると考えられないかもしれない企業にとって、気候リスクが公正価値に及ぼす影響が重要になることを意味する可能性もある。例えば、確定給付制度の制度資産および投資企業が保有する投資は、IFRS 第 13 号で公正価値で測定することが要求され、当該価値は基礎となる投資先がさらされる(気候を含む)リスクを反映しなければならない。</p>
罰金およびペナルティから生じる引当金および偶発負債の変動、またはコストの増加または需要の減少による不利な契約の引当金の変動	IAS 第 37 号	<p>気候関連のリスクは、以下の影響を及ぼす可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引当金の認識(環境被害を修復するための規制上の要求、または気候関連の目標を達成するために製品またはサービスを再設計するリストラクチャリングのために、収益の減少またはコストの増加が、顧客との契約が不利になることを意味する場合)。</li> <li>引当金の測定(規制の変更またはプロジェクトの期間の短縮が、資産の廃棄または環境被害の回復の時期または金額に影響を与える場合)。</li> <li>環境規制に基づく罰金またはペナルティの可能性、または他の利害関係者によって訴訟が提起された場合の、負債の認識または偶発負債の開示。</li> </ul> <p>将来の事象に関する主要な仮定は開示しなければならないが、これには気候関連のリスクが引当金の最善の見積りにどのように考慮されたかについての説明が含まれるかもしれない。さらに、偶発負債の内容についての簡潔な説明、および実務上可能な場合には、その財務上の影響の見積り額および義務を決済するための資源の流出に関する不確実性の指標が要求される。</p>	<p>IAS 第 37 号の負債または IFRIC 第 21 号で会計処理される賦課金は、制定された法律の下で発生した場合にのみ認識されることにも留意しなければならない。これに対し、減損テストの目的で使用価値の計算に織り込む際に、環境またはその他の規制の変更の制定または実質的な制定を待つ必要はない。(合理的かつ裏付け可能な仮定に基づく)経営者の将来のキャッシュ・フローの最善の見積りを反映する際に、このような予想される政府の行動による結果を考慮しなければならない。</p>

<p>貸付金およびその他の金融資産に対する予想信用損失の変動</p>	<p>予想される信用損失アプローチの適用には、貸手が、借手の規制上、経済的または技術的環境の実際または予想される不利な変化が、借手の債務を満たす能力が大幅に変化したかどうか(従って、当初認識以降信用リスクが大幅に増加したかどうか)を、検討することを要求する。</p> <p>したがって、気候関連のリスクの影響を受けるビジネスへのローン(またはプロジェクトへの投資)を有する銀行は、これらのリスクがそれらのローンまたは投資に対する予想信用損失にどのような影響を与えるかを考慮する必要がある。</p> <p>予想信用損失の測定または信用リスクの集中に対する気候関連事項の影響の開示も必要となる場合がある。</p>	<p>気候変動の物理的影響および政策・規制措置の導入に関する不確実性は、予想信用損失(ECLs)を算定する際に、将来存在するかもしれないさまざまな可能性のある不利な経済シナリオがあることを意味する。これらのシナリオのそれぞれは、借手の債務不履行の確率および借手の債務不履行時に貸手が被る損失の程度に影響を与える可能性のある、不利な経済状況の程度が異なる可能性がある。具体的には:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検討すべき下振れ経済シナリオの範囲が広がるかもしれない。</li> <li>担保価値の下落の結果として、個人ローンが債務不履行になる可能性および債務不履行の可能性が高まる可能性があるため、これらの各シナリオの下での信用損失は、以前に見積もられたよりも深刻になる可能性がある。</li> </ul>
<p>金融資産に対する市場リスクの開示</p>	<p>IFRS 第7号は、金融商品から生じる市場リスクに対する企業のエクスポージャー、これらのリスクを管理する目的、および過年度からの変更の開示を要求している。これは、気候関連のリスクの影響を受ける可能性のある業界への投資を保有する企業(例えば、投資ファンドおよび保険会社)に関連性がある可能性がある。</p> <p>産業やセクター別の投資の分析など、定量的情報は、気候関連のリスクにさらされているセクターを具体的に特定し、それらのセクターへのエクスポージャーを管理する会社の方針を説明することができる。</p>	<p>この内容の開示は、投資家が持続可能性の観点から大規模な機関投資家の戦略を評価し、炭素集約的なセクターから資本を転換するためのコミットメントとの整合性を評価しようとする際にも関連性がある可能性がある。</p>

どちらの出版物も、IAS 第1号のより一般的な開示の要求事項についても説明している。具体的には、以下の通り。

- IAS 第1号 122 項の要求事項により、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示する。
- IAS 第1号 125 項の要求事項により、将来に関して行う仮定および見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産および負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示する。
- IAS 第1号 31 項の要求事項により、「IFRS における具体的な要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討する。」

[「IFRS in Focus – Closing Out 2019」](#)で説明されているように、これらの要求事項は、規制上焦点が当てられており、かつ依然として焦点が当てられている。これは、気候関連の判断および見積りへの注目の高まりが継続し、織り込まれることが予想される。したがって、企業がパリ協定の影響に関して重要な判断を下した場合、またはそれらの影響を会計上の見積りに織り込んだ場合、当該影響に対する特定の IFRS 基準の要求事項がない場合においても、(他の判断または仮定に関して)評価し、重要性がある場合開示しなければならない。

[教育マテリアル](#)も、以下の気候関連事項が及ぼす可能性のある影響を強調している。

- 企業の継続企業の評価。IAS 第1号は、企業が継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせる事象または状態に関連する重要な不確実性についての開示、または継続企業の前提に関連する重要な不確実性がないと結論付ける際に行われた重要な判断についての開示を要求している。
- 棚卸資産の正味実現可能価額。販売価格が低下するまたは完成までに要する原価が増加する場合。
- 繰延税金資産の認識。気候関連の問題が、将来の課税利益の見積りの減少を生じる場合。
- 契約上のキャッシュ・フローを、気候関連の目標の達成に結びつける条件を含むローン契約の測定。貸手にとってこのような特性は、金融資産が元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じるものではないことを意味する可能性がある(したがって、IFRS 第9号での償却原価の測定に適格ではない)。借手にとっては、主契約から分離し、純損益を通じて公正価値で測定することが要求される組込デリバティブが生じる可能性がある。

- IFRS 第 17 号での負債の測定。気候関連の事項が、保険事故の頻度または規模を増加させるか、またはそれらの発生のタイミングを加速する場合。

「In Brief: IFRS 基準と気候関連の開示」はまた、「気候関連情報の多くは現在、財務諸表ではなく経営者による説明の中で開示されている」と指摘している。説明的な報告（例えば、MD&A または戦略報告書）に気候関連の問題の議論が含まれている場合（例えば、[気候関連財務情報開示タスクフォース](#)の勧告に含まれていることにより）、財務諸表における開示は、当該報告と整合的であるだけでなく、依然として包括的であることが重要である。単に重要性のある情報が年次報告書の他の場所に含まれていることをもって、重要性のある情報を財務諸表から除外してはならない。財務諸表と年次報告書のその他の要素の両方に関連性があるかもしれないその他のコンテンツについては、年次報告書全体の作成に対する結合 (joined-up) アプローチの必要性が強調されている。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム および それらの関係 法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー ファーム および 関係 法人 はそれぞれ 法的に 独立した 別個の 組織体 であり、第三者 に関して 相互に 義務を 課しまたは 拘束させる ことはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに 関係 法人 は、自らの 作為 および 不作為 についてのみ 責任を負い、互いに 他のファーム または 関係 法人 の 作為 および 不作為 について 責任を負う ものではありません。DTTL は クライアント への サービス 提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド は DTTL のメンバー ファーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッド のメンバー および それらの 関係 法人 は、それぞれ 法的に 独立した 別個の 組織体 であり、アジア パシフィック における 100 を 超える 都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービス を提供 しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務 および これらに関連する プロフェッショナル サービス の分野で 世界最大級 の規模を 有し、150 を 超える 国・地域 にわたる メンバー ファーム や 関係 法人 の グローバル ネットワーク (総称して “デロイト ネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の 企業 に対して サービス を提供 しています。“Making an impact that matters” を 自らの 使命 とする デロイト の 約 312,000 名の 専門家 については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) を ご覧ください。

本資料 は 皆様 への 情報 提供 として 一般的な 情報 を掲載 する のみ であり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、その グローバル ネットワーク 組織 を構成 する メンバー ファーム および それらの 関係 法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) が 本資料 をもって 専門的 な 助言 や サービス を提供 する のみ ではありません。皆様 の 財務 または 事業 に 影響 を与える ような 意思 決定 または 行動 をされる 前に、適切な 専門家 にご相談 ください。本資料 における 情報 の 正確性 や 完全性 に関して、いかなる 表明、保証 または 確約 (明示・黙示を 問いません) を する のみ ではありません。また DTTL、その メンバー ファーム、関係 法人、社員・職員 または 代理人 の いずれも、本資料 に 依拠 した 人 に関して 直接 また 間接 に 発生 した いかなる 損失 および 損害 に対して 責任 を 負いません。DTTL ならびに 各メンバー ファーム および それらの 関係 法人 は それぞれ 法的に 独立した 別個の 組織体 です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**